低濃度PCB廃棄物運搬業務　仕様書

1　業務内容

本業務は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、札幌市下水道河川局で保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度ＰＣＢ廃棄物」という。）をJX金属苫小牧ケミカル株式会社に運搬するものである。

2　廃棄物の種類、予定廃棄物、荷姿、予定量、排出事業場名称

種　類	予定廃棄物	荷姿	予定量	排出事業場名称（所在地）
ポリ塩化ビフェニル汚染物	クレーン用ブレーキ１台（その付属物を含む）	有姿	一式（97kg）	新川水再生プラザ（札幌市西区八軒９条西７丁目１番65号）
	クレーン用ブレーキ１台	有姿	96kg	新川水再生プラザ（札幌市西区八軒９条西７丁目１番65号）
	クレーン用ブレーキ１台	有姿	95kg	手稲中継ポンプ場（札幌市手稲区新発寒７条11丁目１番１号）
	クレーン用ブレーキ１台	有姿	52kg	茨戸西部中継ポンプ場（札幌市北区屯田９条12丁目６番15号）
	コンデンサ１台（その付属物を含む）	有姿	一式（52kg）	東部水再生プラザ（札幌市白石区東米里2172番地1）
	零相蓄電器１台（その付属物を含む）	有姿	一式（15kg）	西部スラッジセンター（札幌市手稲区手稲山口322番地）
	廃標準液１本（その付属物を含む）	瓶入	一式（11kg）	水質管理係（札幌市北区麻生町８丁目１番15号　創成川水処理センター内）

3　運搬先事業場

JX金属苫小牧ケミカル株式会社（北海道苫小牧市字勇払152）

4　業務期間

契約締結日から令和８年12月25日まで

5　ＰＣＢ廃棄物の運搬及び搬入条件

（１）受託者はJX金属苫小牧ケミカル株式会社より搬入許可を受けていること。

（２）搬出作業は、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に基づき、PCB汚染油の漏洩が生じない措置を講じたうえで、安全に十分留意して行うこと。また、同ガイドラインに基づき運行管理責任者（又はその職務を代行する者）を選任し、積込み・積下し時に立ち会うこと。

6　提出書類

（１）契約時

特別管理産業廃棄物（ＰＣＢ廃棄物）収集運搬業の許可証の写し（北海道の許可）

（２）業務履行前までに

業務代理人・運行管理責任者指定通知書　　１部

※　所定の様式があるので、本市業務担当職員の指示に従うこと。

（3）完了時

完了届

※　所定の様式があるので、本市業務担当職員の指示に従うこと。

（4）随時

ア　産業廃棄物管理票（マニフェスト）

イ　業務写真

ウ　その他業務主任の指示によるもの

様式は本市業務担当職員と打合せること。

7　契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求をすることができる。

8　業務従事者等の配置及び職務

（1）委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

（2）受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

9　環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

（1）省資源・省エネルギーの推進

（2）廃棄物の減量及びリサイクル

（3）環境汚染の危機管理の徹底

（4）環境関係法令の遵守

（5）自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

（6）業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用

（7）業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

10　留意事項

（1）業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。

（2）業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じたときは当該施設職員の承諾を得ること。